

令和8年度第2回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年7月27日（月） 午前9時31分～午前10時52分

場所 ホテルパークウエストン3F アニエスルーム（徳島市南前川町3－1－22）

2 出席者

（公益委員） 稲倉委員 竹原委員 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 中川委員 三木委員 南委員 横井委員

（使側委員） 藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

（1）徳島県最低賃金改正決定に係る意見聴取等について

（2）専門部会委員の紹介について

（3）今後の審議に係る関係資料について

（4）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

定刻を少し過ぎましたが、第2回の審議会をはじめさせていただきます。マスコミの方々は以後の撮影、録音はご遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、段野会長に進行をお願いいたします。

○段野会長

皆様、おはようございます。

それでは、令和8年度第2回徳島地方最低賃金審議会を開会します。

事務局は、本日の委員の出席、公開状況について報告してください。

○事務局（賃金室長）

本審議会の成立には、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員総数の3分の2である10名以上の出席、または公労使委員の各3分の1である2名以上の出席が必要となっております。

本日は15名全員の委員が出席しており、審議会は成立していることを報告します。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しており、13名の傍聴があります。傍聴人は、注意事項の遵守をお願いします。

以上です。

○段野会長

それでは早速議題に入りたいと思います。

本日の議題1、徳島県最低賃金改正決定に係る意見聴取等について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

最低賃金改正に係る意見聴取について説明させていただきます。

最低賃金法第25条第5項により、「審議会は、最低賃金の決定・改正・廃止の決定に係る調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者、関係使用者の意見を聴くものとする」と規定されており、6月29日開催の第1回本審において、徳島県最低賃金の改正諮問を行うとともに、同日より意見聴取公示を行いました。

受付期限である7月21日までに申し出があったのは、徳島県中小企業家同友会、徳島県労働組合総連合、最賃問題を考える徳島懇談会、徳島県商工団体連合会の4件です。

その他、受付期間前ではありますが、意見に関する書面が3件あり、計7件の意見に関する書面を受け付けています。

本日の資料には、これらを受付順に収めておりますが、第1回本審における決議を受けまして、今回併せてご紹介させていただきたいと考えています。

また、このうち1件に関しては意見陳述の要望がありますので、10分程度の時間を予定しています。

意見陳述及び意見書の紹介に関するご判断をお願いしたいと思います。

○段野会長

事務局から、7件の意見書の紹介をしたいとの提案がありました。また、そのうち1件については、10分程度の意見陳述の要望があるとのことですが、当審議会として、これらの御意見を聴くこととしてよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野会長

異議がないようですので、7件の意見書に関しては、事務局より紹介を行ってください。また、意見陳述に関しては、事務局の誘導に従って、陳述希望者は陳述を行ってください。

○事務局（賃金室長）

まず、7件の意見書の紹介を受付順にさせていただきます。

資料11をご覧ください。全労連四国地区協議会からの意見となります。

主旨としましては、

- 最低賃金を全国一律とし、時間額1,700円以上とし、急激な物価高騰等の生計費負担増の際は、最賃額の再改定を求めるもの。
- 最賃引上げに係る中小企業・小規模事業者への支援策は賃金補助・社会保障減免等の直接的支援を求めるとともに昨年度までの業務改善助成金等賃金引上げ支援策の利用状況を明らかにすること。
- 最賃審議会委員の公正な選任を求めるもの。
- 審議会・専門部会について二者協議も含めて公開、議事録等の早期開示を求めるもの。

となっています。

続きまして資料12をご覧ください。JAL不当解雇撤回・最賃1,500円実現四国キャラバン実行委員会からの意見となります。

賃上げの部分のみ抜粋しており、主旨としましては

- 地域別最低賃金の1,500円を直ちに実現し、地域間格差是正を求めるもの。

- 最低賃金の地域ランク制を廃止し、全国一律最賃制の実施を求めるもの。
- 最賃引上げに係る中小企業への公的支援は、社会保険料の減免等国の責任を明確にするとともに簡素でわかりやすい制度を求めるもの。
- 最賃審議会委員について、全ナショナルセンターから最低1人は選出できる仕組みとすることを求めるもの。

となっています。

続きまして資料13をご覧ください。徳島弁護士会からの会長声明となります。

主旨としましては、

- 徳島県最低賃金の大幅引上げを求めるもの。
- 最低賃金専門部会に関し、公開された三者協議の場で実質的な議論実施を求めるもの。
- 最低賃金改定時には法定日発効の採用を求めるもの。

となっています。

続きまして資料14をご覧ください。徳島県中小企業家同友会からのご意見となります。

同団体からは意見の主旨についてご説明をいただいていますので、事務局よりご紹介させていただきます。

徳島県中小企業家同友会は、最低賃金の引上げそのものに反対するものではありません。物価上昇が続く中で、働く人々の生活の安定と地域経済の維持のためにも、継続的な賃金上昇は必要であると認識しています。

一方で、県内中小企業を取り巻く経営環境は、原材料価格やエネルギー価格の高騰、人件費負担の増加、慢性的な人材不足などにより厳しさを増しています。賃上げの必要性を理解しながらも、価格転嫁や利益確保が十分に進まず、支払能力との間で苦慮している企業も少なくありません。

最低賃金の引上げを持続可能なものとするためには、最低賃金額そのものの議論にとどまらず、県内中小企業が賃上げ原資を生み出せる経営環境を整えることが不可欠です。

そのため、労務費を含む公正な価格転嫁、付加価値向上につながる支援策、社会保険料等を含む総人件費負担への配慮、人材育成と地域定着に向けた支援を一体的に進めていただくことを要望します。

最低賃金法第9条第2項に定める「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払

能力」の三要素を総合的に勘案し、徳島県の実情に即した慎重かつ丁寧な審議をお願い申し上げます。

以上です。

続きまして資料15をご覧ください。徳島県労働組合総連合からのご意見となります。

同団体からは意見陳述の申し込みがあり、この後、ご意見を頂くこととなりますので事務局からの意見要旨の紹介は省略させていただきます。

続きまして資料16をご覧ください。最賃問題を考える徳島懇談会からのご意見となります。

主旨としましては、

- 法が要請する「健康で文化的」「人たるに値する」生活ができる最低賃金を求めるもの。
- 最低賃金の全国一律制度の実現及び地域間格差の是正を求めるもの。
- 最低賃金の発効に関して法定日発効の採用を求めるもの。
- 国と県に対し、中小企業支援策強化を求めるもの。
- 審議の公開を求めるもの。

となっています。

続きまして資料17をご覧ください。徳島県商工団体連合会からのご意見となります。

主旨としましては、

- 社会保険料の事業主負担分の軽減を求めるもの。
- 業務改善助成金の拡充・簡素化を求めるもの。
- 徳島県の賃上げ支援事業の要件緩和を求めるもの。
- 消費税減税・インボイス制度の負担軽減措置の継続を求めるもの。

となっています。

意見書の紹介は以上となります。

引き続きまして意見陳述に移りたいと思います。

徳島県労働組合総連合様からのご意見をお願いします。

○陳述人（徳島県労働組合総連合）

お時間いただきありがとうございます。徳島労連の幹事をしております乾と申します。

普段は徳島健康生協の労働組合の書記長をしており、徳島県の医療・介護の労働者でつくる労働組合の徳島県労連の書記次長をしています。最低賃金改定に当たって意見陳述を行う機会をいただきましたので、提出している文書の中で、とりわけ医療や介護の労働者における実態についてお話させていただきたいと思いますし、最低賃金の引上げと、それを実現するための制度と予算の拡充を求めて意見陳述をさせていただきます。また追加で配付資料も配らせていただいていますので、それも参考にお話ししたいと思います。

まず、医療や看護の仕事は他の産業や職種より賃金がいいと思われている節があるんですけども、実際はそうではありません。企業内最低賃金が地域の最低賃金に追い抜かれることは珍しくありません。

非正規職員であれば、有資格者であっても最低賃金を少し上回る程度、命と健康を預かる仕事をしているのに見合った賃金でないことを考えたら、資格のいない他の仕事に移った方がマシと考えるのが正直な気持ちです。

医療や介護は収入が公定価格で決まっているため、診療報酬、介護報酬が上がらないと収入が上がらず、賃金も上がりません。最低賃金が上がっても報酬は上がってこなかったもので、数年前に追い抜かれています。賃金を上げようにも価格を変えられず、収入を増やせないため資金を確保できません。

物価高騰も相まって、去年は病院の6割が赤字、公立病院の9割が赤字になったのはよく知られています。今年度は診療報酬が30年ぶりの高水準での引き上げで3.09%、介護報酬は改定の年ではない期中改定を行い2.03%引き上げ、また賃上げのための予算も確保して、厚生労働省もかなり力を入れた改定を行いました。

これにより、今年の春闘では平均で8,900円引き上げることができ、1万円を超えて引き上がった事業所や職種もありました。しかし、世代や職種によって上がり幅に差があるものになっており、課題の残る改定となっています。

ここに至るまで、医療や介護の労働者の賃金は他の産業に比べて低く抑えられてきています。お配りしている資料の1になりますが、昨年2025年の春闘では、全産業平均で13,601円の賃上げが行われる中、医療では5,589円にとどまっていた。

また資料2のとおり、2023年度から2025年度の3年間の合計で見ると、全産業平均と医療福祉では賃上げ額で18,918円もの格差が開いていました。

同時期に起きているのは医療従事者の離職の増加です。資料3にお付けしましたが、徳

島県内の病院の看護師の、募集に対して実際に確保できた入職の資料になります。看護師の募集人数に対して実際の採用人数は下回っているところが多く、退職などの欠員を上回る採用を確保できていない状態です。

これは夜勤労働の過酷さなどいくつか理由がありますが、働きに見合った賃金を得られていないことが大きな要因に挙げられます。

働きに見合わない賃金で行う業務の過酷さに退職する職員が出ることで、さらに人手不足となり、現場がさらに過酷になるという悪循環に陥っています。病院や施設の事業そのものが成り立たず、その地域での医療や介護の提供がままならなくなっていることは既に始まっています。

南海地震など大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況ですが、こうした災害発生時の影響は深刻です。2011年の東日本大震災の時には、災害関連死の割合は地震や津波による直接の約17%でしたが、2016年に起きた熊本地震では直接死50人に対し、災害関連死221人で約4.4倍となっていました。2024年の能登半島地震でも直接死228人に対し、災害関連死は490人で、直接死の約1.6倍となっています。

大規模災害の時には医療従事者も被災者となり、現地での医療活動の確保には限界があり、被害のなかった他県からの支援に頼らざるを得ません。DMATのように救命救急の専門家チームが脚光を浴びますが、被災地も他の県も長期にわたる医療や介護支援を出せるだけの余力を確保できておらず、平常時の医療活動の維持で手一杯になっている事情が表れています。これは直接死を免れた命、救えたはずの命を救えなくなっている状態であり、人災です。

資料4にお付けしていますが、南海トラフの震災被害予測を徳島県が今年2月に発表しました。徳島県民の直接死は19,700人に対し、災害関連死2,000人で、直接死の9.2%という予測はあまりに楽観的すぎると言わざるを得ません。

災害発生時でなくとも救急患者の受け入れが可能な病院は限られ、何時間も救急車がたらい回しにされることは珍しくありません。高度急性期の病院に患者が集中し、がんなど手術を受ければ治る病気なのに、手術を受けるのが2か月、3か月待たされることになり、その間に転移してしまって手術しても完治できない状態に悪化してしまうといった事例も後を絶ちません。

病棟ではナースコールが鳴ってもすぐに駆けつけられず、患者が我慢しきれず、1人で

トイレに行こうとしてベッドから転落し、また転倒したりして骨折してしまう、これを防ぐために、トイレに行かなくて済むように、動ける人であるにもかかわらず、おむつに切り替える、患者に予めよほどのことがない限りはナースコールを鳴らさないでほしいとお願いしなければならない状態です。平常時でもこのような状態なのに、大規模災害や新型コロナウイルスのような感染症が流行した時、医療提供体制は維持・確保できるでしょうか。医療従事者不足、医療機関の減少の影響は地域の住民の命に直結しています。

医療や介護労働者が少なくなることのデメリットは他にもあります。医療や介護は人の手に頼る部分が多く、他に置き換えられない仕事です。地域の病院やクリニック、施設で働く医療介護従事者がいるということは、自然とその地域に居住し生活していく人がいるということです。2025年7月の徳島県の就業者割合は医療福祉の17.0%が最も多く占めており、全国平均の13.2%を大きく上回っています。

資料の5になります。

医療や介護従事者は地域に経済効果をもたらす地域の経済を循環させていく担い手となります。資格を持った医療介護従事者の確保が困難になる中、資格がなくても担える助手や補助者、厨房スタッフや送迎ドライバーなどは、医療介護業務の一端を担って現場を支えています。こうした職種は機械などで置き換えることができず、地域に住み地域に暮らすエッセンシャルワーカーであり、その購買力の向上はダイレクトに地元の商品に参ります。

しかし、こうした職種は基本的に非正規雇用であり比較的高齢な方も多く、最低賃金に張り付いている職種でもあります。最低賃金が引き上がっても、医療介護施設は公定価格で収入が決められているため、価格転嫁できません。資格を持った正規雇用であっても、同じ医療を提供していても都会の方が賃金が高くなれば、若い世代はそちらへ流れていきます。

医療介護従事者が少なくなるということは地域の経済も衰退していくということになります。地域の命と健康を守ることと、経済を回すことの担い手の両方を失う影響は計り知れないくらい大きいものです。他の産業でも人手不足が課題になっていることは承知していますが、医療介護の人手不足は命を守る活動に直結するので、とりわけ深刻となります。

こうした状況で医療介護従事者を確保しようにも、病院や施設独自で賃金引き上げが行う

のが困難なことは最初に述べたとおりです。今回、診療報酬、介護報酬が引き上がり、近年にない賃金引上げを実現しましたが、それでもここ数年で他産業から格差がついている状態から見れば、ほんの少し取り戻したに過ぎません。繰り返しになりますが、病院や施設独自に賃上げを行うことはできません。

最低賃金の引上げと同時に、これら医療福祉分野への公的支援を行うことが県内最大の雇用層の所得を引き上げ、徳島県全体の地域経済循環を回す最も確実な施策です。そしてそれは医療や介護に限らず、どの産業にもいえることではないでしょうか。

政府に対して労働者の賃上げを実現するために企業に対して賃上げをお願いするだけでなく、その裏付けとなる公的予算の拡充をしてくれとさらに大きく求めていく必要があるのではないのでしょうか。

私たちが日々直面している医療介護の現場は、自分の生活と健康を削りながら、患者、利用者の命を守ることに必死で働いている状態です。

そしてそれを支えるためには企業努力だけでは限界があります委員の皆さんにはこの実態を踏まえていただいて、労働者が生活できる最低賃金の引上げと、それを実現支援できる制度予算を国に対して求めて大幅な引上げを決めていただきたいと思います。

以上で私からの陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○段野会長

ご意見、ありがとうございました。

委員の皆様、ただいまのご意見に対して、何かご質問等ございますでしょうか。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

意見ありがとうございます。ひとつ教えてください。

先の資料3を見ているんですが、人が採用しても来ないという状況の中で、鳴門市病院のところが、ちょっと極端かなと、他も大変だと思うんですけども、やっぱり鳴門は隣の兵庫県の淡路島等の関係があって、そっちに看護婦さんとかが採用に行かれるとか、そういう課題があるのでしょうか。

○陳述人（徳島県労働組合総連合）

はい、ご質問ありがとうございます。

私が聞いているのは、直接鳴門病院じゃないんですけども、鳴門市内に歯科診療所を構えている事業所から聞いた話なんですけども、そこで受診されて鳴門市在住の方の保険証の勤務先を見ると、淡路島、兵庫の病院の記載をされている方が増えている、実際に統計を取ってるわけではないんですけども、感覚的にすごく増えているという実感があるという話はお聞きしました。

知事も以前お話されたことだと思うんですけども、橋を渡れば時給が単純に100円違ってくるっていうところに勤務される、後はバスでそういった送迎をされてるところもあるという状態ですので、やはりあの近隣になりますと、鳴門市内から淡路島の方に行かれてる方はかなりいらっしゃるんじゃないかというのは、実感としてあります。

○辰巳委員

ありがとうございます。

○段野会長

そのほかの皆様はいかがでしょう。

では、委員の皆様、今後の審議に当たりまして、ただ今のご意見も参考としてご審議をいただきたいと思います。

それでは議題2、専門部会委員の紹介に移りたいと思います。事務局は説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

第1回本審において地賃専門部会の設置が決定され、6月29日付けで専門部会委員の推薦公示を行い、労使各団体から推薦をいただいた結果、7月14日付けで徳島労働局長より令和8年度徳島県最低賃金専門部会委員が任命されましたので報告させていただきます。

資料2をご覧ください。令和8年度徳島県最低賃金専門部会委員名簿となっていますので、名簿順に名前を読み上げさせていただきます。

公益代表として、段野委員、撫養委員、米澤委員

労働者代表として、辰巳委員、三木委員、南委員

使用者代表として、五島委員、中村委員、脇田委員

の9名の皆様です。

続きまして資料3をご覧ください。令和8年度特定最低賃金専門部会委員名簿となっていますので、名簿順に名前を読み上げさせていただきます。

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業におきましては、

公益代表として、竹原委員、撫養委員、米澤委員

労働者代表として、辻委員、徳永委員、三木委員

使用者代表として、天野委員、森委員、渡辺委員

の9名の皆様です。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業におきましては、

公益代表として、稲倉委員、竹原委員、段野委員

労働者代表として、木戸委員、矢藤委員、横井委員

使用者代表として、久米委員、鴻池委員、五島委員

の9名の皆様です。

本来であれば、労働局長より辞令のお渡しを行うところですが、慣例により専門部会委員の皆様の机上に辞令をお配りしておりますのでご理解願います。なお、特定最低賃金専門部会委員の辞令に関しては、委員全員がお揃いになる合同専門部会においてお渡しすることを予定しています。

○段野会長

それでは議題3、今後の審議に係る関係資料に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

関係資料について説明いたします。

まず、②目安小委資料と題したファイルを開いてください。

前回、中央最低賃金審議会、略して中賃の第1回目安小委員会資料をご覧くださいまし

たが、今回は第2回小委員会資料となっています。

なお、目安小委員会の資料を一括のPDFとしていますので、右端に赤字で通しページ番号を振り出していますので、通しページで説明をさせていただきます。

4ページ、資料2を開いてください。

こちらは、令和8年賃金改定状況調査結果となっています。

本省が毎年実施しているもので、労働者30人未満の事業場に対して、賃金の改定状況について調査した結果となっています。

6ページの第1表は企業における賃金の改定時期に関する結果となっています。

7ページの第2表は、賃金の改定率に関する結果となっています。

8ページの第3表は、賃金引上げ率の分布の特性値についての結果となっています。

9ページから11ページの第4表は、一般社員、パート社員、男女別などでみた各業種における賃金上昇率の結果となっています。

9ページの第4表①は男女別の調査結果ですが、徳島県が属するBランクの全産業での賃金上昇率は前年比で男性は1.8%から3.1%と大きく上昇している一方、女性は3.8%から3.7%とやや落ち込みが見られます。

10ページの第4表②は一般労働者とパート労働者別の調査結果ですが、Bランク全産業での賃金上昇率は前年比で一般労働者は2.5%から3.5%と上昇している一方、パート労働者は3.5%から3.2%とやや落ち込みが見られます。

11ページの第4表③は、前年から引き続き在籍している労働者の賃金上昇率を抽出したのですが、全産業においては、男性、女性、一般労働者、パート労働者のいずれの賃金上昇率も対前年比で0.2から0.4%の上昇が認められます。

12ページの参考1が昨年と比較して賃上げ時期を変更したか否かについての調査結果となっています。

続きまして16ページ、資料3を開いてください。生活保護と最低賃金に関する資料です。

17、18ページに折れ線グラフが並んでいますが、都道府県別の生活保護と最低賃金でフルタイム勤務した場合の可処分所得の関係を表しています。

17ページのグラフが生活保護、最低賃金可処分所得ともに2024年度のものであり、18ページのグラフが生活保護は2024年度、最低賃金可処分所得は2025年度としたもので

す。19ページに具体的な生活保護と最低賃金可処分所得との乖離額についてまとめてあります。

20ページ以降は、地域別最低賃金の未満率と影響率に関する資料となっています。20ページは最低賃金に関する基礎調査を基にAからCの各ランクにおける未満率、影響率を表しています。2025年度のBランクの影響率は27.2%、未満率は1.9%となっています。

21ページは令和7年最低賃金に関する基礎調査を基に、22ページは令和7年賃金構造基本統計調査を基に都道府県別の未満率、影響率を表しています。

23ページ、資料5以降は、令和7年賃金構造基本統計調査による全国の1時間当たりの賃金分布となっています。

徳島県の分布図は31ページをご覧ください。

一般労働者・短時間労働者を合わせた賃金分布です。調査を行った令和7年6月時点での最低賃金が980円であったこともあり、980円と1,000円で大きな山ができています。次に高い山が1,100円ではなく、1,150円にできています。

次に一般労働者の賃金分布が44ページとなります。分布はややバラけてきており、1,450円に一番高い山、1,350円、1,270円、1,170円辺りに次の山ができています。

次に短時間労働者の賃金分布が57ページとなります。やはり、980円と1,000円で大きな山ができて、次いで1,050から1,060円に山ができています。

63ページ、資料6以降は日本全体や海外の経済指標の動向となっています。

都道府県別に示されている経済指標で徳島県のものは、98ページをご覧ください。

経済指標の都道府県別比較と題されて、都道府県別の人口、就業者数、県内総生産、県別製造品出荷額、農業産出額、漁業産出額、宿泊者数のシェアや順位などが示されています。

徳島県は98ページの表のうち、左から13番目に掲載されています。

春季賃上げ妥結状況は143ページをご覧ください。

こちらが、7月3日付けで連合本部が発表したもので、全体の賃上げ率は5.01%となっており、300人未満の中小企業の引上げ率が4.69%となっています。

次の144ページは経団連発表の賃上げ妥結状況ですが、5月27日付けで発表された500人以上の大手企業の賃上げ率は5.46%であり、7月8日付けで発表された500人未満の中小企業の賃上げ率は4.20%となっています。

以上が第2回目安に関する小委員会資料の説明になります。

なお、④目安小委資料と題したファイル、第4回目安に関する小委員会の資料では、上野厚生労働大臣名にて、政府方針が7月21日に閣議決定されたこと、これらに配慮した中賃のご審議をお願い申し上げる旨の資料が配布されています。

続きまして徳島労働局作成の資料についてご説明します。

②地方審資料と題したファイルを開けてください。

4ページ、資料4の主要統計資料をご覧ください。

目安に関する小委員会の資料のうち、都道府県別のデータが記載されているものなどについて、事務局において、徳島県の順位が分かるようデータの並び替えを行ったものです。右下の赤のページ数に沿って説明いたします。

5ページは、令和5年度の中賃目安のあり方全員協議会報告で、A B Cのランク分けを行う際の総合指数になります。

徳島は29位となりBランクに属します。これは昨年の資料と変更ありません。

6ページ、1人当たり県民所得は、東京を100として各都道府県の状況を指数で表し、比較しています。内閣府の県民経済計算からデータを抽出しており、2022年度のデータでは、徳島県は1人当たりの県民所得は317万円の16位であり、対前年度比較では指数、順位ともに下降が認められます。

7ページ、4人世帯の標準生計費の月額、東京を100として指数比較を行っています。2025年4月のデータで徳島県の金額は202,580円の35位となっています。対前年比較では、全国的に指数が上がっており、徳島県も指数は上昇しているものの順位は下降が認められます。

8ページ、高卒、男性の新規学卒者の所定内給与額です。2025年のデータによると徳島県は203,800円の32位となっています。対前年比較では指数、順位ともに下降が認められます。

9ページ、高卒、女性の新規学卒者の所定内給与額です。2025年のデータによると徳島県は189,400円の40位となっています。対前年比較では指数、順位ともにほぼ変動はありません。

10ページ、有効求人倍率です。2025年の徳島県の有効求人倍率は1.29倍であり28位と

なっています。対前年比較では0.02ポイントの上昇が認められますが、順位に変動はありません。

11ページ、失業率のデータを低い方から順に並べています。2025年の失業率は1.4%であり、対前年比較では失業率及び順位に大きな変動はありません。

12ページ、毎勤統計地方調査より抽出した定期給与のデータで、東京を100とした指数を基に高い順に並べ替えているものです。2025年のデータでは徳島県は270,870円となっており、対前年比較では指数、順位ともにやや上昇が認められます。

13ページ、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金の平均額のデータを高い順に並べ替えているものです。今年度より労働者の就業地別での統計となっていることから、前年度のデータと少し異なる数値となります。2025年の募集賃金平均額は1,189円であり、対前年比較では金額、順位ともにやや上昇が認められます。

14ページ、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金の下限額のデータを高い順に並べ替えているものです。2025年募集賃金下限額は1,123円であり、対前年比較では金額、順位ともに上昇が認められます。

15ページ、全国平均を100とした都道府県下全域の消費者物価地域差指数を高い順に並べ替えているものです。2025年の地域差指数が公表されていない為、昨年度の数値と同じものとなります。2024年の徳島県における地域差指数としては99.3であり、全国平均よりやや低めの数値となっています。

16ページ、総務省家計調査による1月当たりの総世帯の消費支出額を1人あたりに相当する額に調整した等価消費支出額を高い順に並べ替えているものです。2025年の徳島県の等価消費支出額は163,769円となっており、対前年比較では金額、順位ともにやや上昇が認められます。

17ページ、1月当たりの総世帯のうち勤労者世帯の消費支出額のデータであり、2025年の等価消費支出額は169,206円となっており、対前年比較では金額、順位ともに下降が認められます。

次のページ以降は、第1回目安に関する小委員会の資料には掲載されていませんが、昨年同様にその他参考資料として添付しているものです。

18ページから20ページは、都道府県別の労働生産性を表しています。労働生産性の算出は様々な手法がありますので、参考としてご覧いただけたらと思います。

18ページは、就業者1人が1時間当たり県内総生産にどれだけ寄与しているかの平均額を算出したものです。内閣府の県民経済計算からデータを抽出しており、今年度は2022年度のデータを表しています。対前年度比較では金額は、やや上昇していますが、順位に変動はありません。

19ページは、従業者50人以上、かつ資本金・出資金3,000万円以上の企業において従業者1人が1年間で生み出す平均付加価値額を算出し、金額の高い順に並べ替えたものです。2024年度のデータでは、徳島は912万円の12位であり、対前年度比較では金額及び順位がわずかに下降しています。

20ページは、雇用者ありの個人企業において従業者1人当たりの年間営業利益を労働生産性とみなして金額が高い順に並べ替えたものです。2025年のデータでは、徳島は745,000円の41位であり、対前年度比較では金額及び順位がやや上昇しています。

21ページは、労務費価格転嫁指針の認知度です。公正取引委員会発表の令和7年度実施の特別調査結果です。対前年度比較で、徳島における認知度は11.3ポイントの上昇が認められるものの順位はやや下降しています。

資料4の主要統計資料の説明は以上です。

続きまして、資料5をご覧ください。

昨年度、委員からのお求めを受けてお示した徳島県内における賃金指数の推移を表しています。上段の表及びグラフは2020年を100として、2025年までの各年の推移を表しています。

黄色、青色の棒グラフが名目賃金指数、実質賃金指数を表し、黄色、青色の折れ線グラフが対前年比を表しています。緑色の折れ線グラフが徳島市内の消費者物価指数となっています。

消費者物価指数は2022年以降継続的に上昇を続けておりますが、棒グラフを見てみると2024年以降に大幅な名目賃金の伸びが確認され、それに伴い、2024年より実質賃金の対前年比がプラスに転じており、2025年も上昇率は落ちたものの実質賃金の対前年比がプラスとなっていることが確認できます。

次に資料6をご覧ください。

過去10年間の徳島市内の消費者物価指数の推移を表しています。緑色の棒グラフが年平均の消費者物価指数、赤色の折れ線グラフが対前年の上昇率となっています。

赤色の折れ線グラフを見ていただきますと、2022年から2023年にかけて物価上昇率が増加していましたが、2024年から2025年にかけては上昇率が高止まりはしているものの上昇率はやや落ち着いていることがうかがえます。

次に資料7をご覧ください。

徳島県内の勤労者世帯における消費支出額の推移をまとめています。

上の表が実際の消費支出額の内訳となっており、下の表が1人当たりの等価消費支出額となっています。消費支出額の内訳では年によりばらつきはありますが、2024年以降の食品への支出増加が顕著となっています。等価消費支出額に関しては、2023年をピークに減少傾向が認められます。

次に資料8をご覧ください。

日銀短観からみる徳島県内企業の業況判断推移です。グラフから確認できる県内企業の業況判断においては、令和7年12月までは上昇傾向にあるものの、令和8年以降は下降に転じている状況がみられます。

次に資料9をご覧ください。

徳島県内の倒産件数と負債総額の推移です。第1回本審でお示しした資料に6月分のデータを追加したもので、併せて各年の1月から6月までの半期累計のグラフを追加しました。

最後、資料10をご覧ください。

最低賃金発効日に係るヒアリング調査結果となります。この調査は、本省の指示により行ったものです。

昨年度の最低賃金の発効日の影響を確認する為に、今年の5月、県内企業30社に対してヒアリング調査を実施し、回答のあった29社についてまとめたものです。

昨年度の賃金引上げ時期に関して、職種や賃金形態によっても異なりますが、「遅らせた」と回答した企業が59%であり、半数以上が遅らせたと回答しています。

これは、正社員は例年どおりだが、パートアルバイト等、時給制の労働者の賃金改定は遅らせたと回答した場合は「遅らせた」として計上しています。

また、最賃発効日が他県より遅いことへの影響としては余りない模様でしたが、発効日が年によって大きく変動することなく、同じ時期に発効することを求めるご意見がありました。

その他、昨今の最賃引上げに関する自由意見については、27ページにまとめています。

以上が、事務局からの資料説明となります。

この他、労側委員から提出された資料を資料18としてお付けしています。

○段野会長

労側委員から提出いただいた資料に関する補足説明等がございましたらお願いします。

○南委員

南です。私から大学生のアルバイト労働の実態から最低賃金引上げの重要性を示していきたいと考えて資料を提示いたしました。

連合徳島では若者の県内定着をテーマに今年1月から2月にかけて県内の大学に在籍する学生や大学院生を対象に調査を行いました。県内の四つの大学から543人に回答いただき、そのうちアルバイト労働をしているのは401人、73.8%でした。

今年1月に最低賃金が980円から1,046円になり、66円引き上げられたことで、アルバイトの時給が上がったと回答したのは66.6%で6割を超えました。一方、何も変わらないと回答したのは28.7%であり、最低賃金の引上げが時給に反映したのは明らかです。

連合徳島では同様の調査を昨年も行っていて、一昨年の11月に最低賃金が84円引き上げられた際にアルバイトの時給が上がったと回答したのは62.7%でした。2年連続で6割以上の学生に影響を与えています。

就学とアルバイト労働の関係でみると、独立行政法人日本学生支援機構が行った令和6年度学生生活調査によれば、アルバイトに従事する学生、大学で昼間部に在籍する学生ですが、家庭からの支援のみでは就学が困難であると27.1%が答え、授業期間中に週に3日以上に従事する学生が47.5%という結果が出ています。

しかも、飲食業は47.7%、販売では28.6%が3日以上従事しているそうです。そして株式会社マイナビが昨年5月に行った大学生のアルバイト調査によると、アルバイトの目的として最も多かったのは、貯金のため53.7%でしたが、次に多かったのが生活費のため34.0%でした。

山口県立大学学術情報によると、アルバイトは適度な労働時間を保つことで、健康面、学習面への悪影響を抑えられると報告しています。人材不足で特に飲食業や販売業は学生

のアルバイト労働なくしては厳しい現実もあると思います。

最低賃金法では生活の安定を第一の目的としていて、憲法25条の生存権、健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、物価高が続く中で最低賃金の大幅な引き上げが必要だと思っています。

徳島の未来を見据えて県内に定着したいと思える若者を増やすためにも、学業と両立できるよう、アルバイトの労働者の視点にも立った審議を進めたいと思います。

以上です。

○段野会長

南委員、ありがとうございました。

南委員からのご説明で、皆様、何かご質問はございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の主な議題は以上となりますが、その他、ご審議いただく事項やご意見などはございますか。

本日は第2回本審の後、専門部会の開催を予定しておりましたが、それについて事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

事務局より説明いたします。

本日、この後に第1回地賃専門部会の開催を予定していましたが、ご承知のとおり、中央から目安答申が示されていない状況にあります。こうした中では、具体的な金額審議を行うことは困難と思われるので、本日の専門部会は延期することが適当と考えます。

中央においても目安審議が継続しており、今月内の目安答申を目指しているとのことであります。

事務局において事前にお伺いしております、各委員の御都合を考慮しますと、今後開催する審議日程としては、7月30日（木）9時30分から第3回本審を開催し、目安伝達を考えております。同日の10時30分から第1回地賃専門部会を実施という日程で御審議いただくこととしてはどうかと考えています。

中央の目安答申の状況によっては更なる審議日程変更の可能性があるので、明確に今後の

審議日程をお示しできず、各委員の皆様にご迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、目安
答申の情報が入り次第、速やかに皆様方へお伝えするとともに、随時、今後の審議日程に
についてもお伝えしたいと考えていますのでご了解いただけたらと思います。

○段野会長

ありがとうございます。事務局より、本日の専門部会について延期の提案がなされ、延
期日の日程として

7月30日（木）9時30分から第3回本審を開催し、目安伝達を行い、その後、

同日 10時30分から第1回地賃専門部会

を開催し、金額審議を行うこととする。また、その後の日程については、事務局で調整
し、7月30日の第3回本審において確認するとの提案がありました。

私としても、目安額が示されない中、具体的な金額の審議は困難と考えます。事務局提
案の審議日程が適当と考えますが、委員の皆様いかがでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○段野会長

それでは、本日開催予定の第1回地賃専門部会は延期し、次回は7月30日（木）9時
30分から第3回本審を開催し、目安答申が示されている前提で目安伝達を行い、その後、
第1回専門部会を開催し、具体の金額審議を行うこといたします。

その他、何かご意見や確認事項はございますか。

辰巳委員、よろしくお願いいたします。

○辰巳委員

7月30日より前に目安が出てなかった場合、31日が予備日だった気がするんですが、こ
れは31日になる可能性もあるということでしょうか。

○事務局（賃金室長）

今のところ31日につきましては、会場確保の関係で無理になりまして、その次は8月3

日を予定しております。

○辰巳委員

わかりました。

○段野会長

ありがとうございます。その他委員の皆様ご質問はございますでしょうか。

では、本審議会はこれで閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会)